

# 衆議院財務金融委員会ニュース

【第208回国会】令和4年2月9日（水）、第3回の委員会が開かれました。

## 1 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）

・鈴木財務大臣兼金融担当大臣、岡本財務副大臣、武部農林水産副大臣、宮路内閣府大臣政務官、岩田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者） 田野瀬太道君（自民）、鈴木隼人君（自民）、角田秀穂君（公明）、野田佳彦君（立民）、下条みつ君（立民）、稲富修二君（立民）、藤巻健太君（維新）、沢田良君（維新）、赤木正幸君（維新）、岸本周平君（国民）、田村貴昭君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 田野瀬太道君（自民）

賃上げに係る税制の拡充

ア 当該税制の沿革、減税規模及び適用件数

イ 今回の改正の狙い

ウ 賃上げの促進に向けて、税制以外で現在検討している政策

エ 今回の改正で、内部留保等のある大企業に求められる投資、賃上げ等を定めたマルチステークホルダー経営宣言の意義及び政府が期待する効果

### 鈴木隼人君（自民）

（1） 賃上げに係る税制の拡充の概要

（2） 政府における金融所得課税の強化に向けた検討状況

（3） 2021年10月に国際合意したグローバルミニマム課税（最低法人税率）の概要及び施行に向けた今後のスケジュール

（4） 所得税に関し、各国共通の最低税率を設定するという国際的な議論の有無

### 角田秀穂君（公明）

（1） 令和3年分の確定申告につき、過去2年間のような一律延長でなく、簡易な方法による申告・納付期限の延長とした理由

（2） 賃上げに係る税制の拡充

ア マルチステークホルダー経営宣言に求める具体的な記載内容及び宣言の実効性確保のための具体的方策

イ 中小企業における税額控除率の上乗せ要件について教育訓練費の増加要件のみを満たせば控除率10%の上乗せが可能となる等の見直しの目的及び期待される効果

（3） 保育士等の賃上げ

ア 保育士等の収入を月額9千円引き上げるための措置の実施に必要な予算の適正な使用に向けた点検の必要性

イ 保育の質の向上に取り組むなど一定の場合には、公定価格に一定の加算をするべきとの意見に対する政府の見解

- (4) オープンイノベーション促進税制の拡充
  - ア 当該税制のこれまでの効果に対する評価
  - イ 今回の見直しを行う背景及び取得株式の保有期間の短縮が長期的な視点からのイノベーション促進という目的と整合しない可能性
  - ウ オープンイノベーションの促進に向けた今後の取組
- (5) 税理士制度の見直し
  - ア 閣議決定されたが法案に盛り込まれなかった、いわゆる偽税理士に対する調査の規定に関する今後の検討
  - イ 税理士法人の業務範囲を拡充する理由及び今後省令で追加することを想定している具体的業務

#### 野田佳彦君（立民）

- (1) 令和3年分の確定申告
  - ア 確定申告の期限の一律延長を検討すべきとの考えに対する政府の見解
  - イ 還付申告については、確定申告期間とは関係なく、過去5年分遡って還付申告できることを周知徹底すべきとの意見に対する政府の見解
- (2) 令和4年度税制改正
  - ア 内容が小粒で新味に乏しいとの意見に対する大臣の評価
  - イ 金融所得課税の見直しが見送られたことについての大臣の見解
  - ウ 政府として金融所得課税の強化に能動的に取り組むべきとの意見に対する大臣の見解
- (3) 賃上げに係る税制の拡充
  - ア これまでの所得拡大促進税制等の効果についての大臣の評価
  - イ 賃金の持続的上昇につなげていくために適用要件をボーナスなどの一時金を除いた基本給ベースにすべきとの意見に対する大臣の見解
  - ウ 適用要件を基本給ベースにしないのは、適用要件を基本給ベースにすると社会保険料が跳ね上がるためではないかとの指摘に対する大臣の見解
  - エ 教育訓練費を一定割合増加させた企業に対する税額控除率の上乗せ措置について、教育訓練に継続的に取り組んできた企業は適用を受けられず、突発的に取り組んだ企業は適用を受けるということがあってはならないとの意見に対する大臣の見解
  - オ 税制措置の適用を受けられない赤字の中小企業も賃上げができるよう環境整備が必要との考えに対する大臣の見解
  - カ 賃上げを促進するために社会保険料の負担を軽減すべきとの意見に対する大臣の見解
- (4) 「ムチ税制」（特定税額控除規定の不適用措置）を効果的な措置とするためには、経済安全保障の観点などの様々な配慮が必要との考えに対する大臣の見解

#### 下条みつ君（立民）

- (1) 令和2年分の民間給与実態統計調査における給与階級別の諸控除の表における非納税者の割合についての説明
- (2) 住宅を取得できる比較的所得の高い人が住宅ローン控除の適用を受けて税金を払わなくて済み、比較的所得の低い人は控除を受けられず税金を多く払っているとの指摘に対する大臣の見解
- (3) 所得税の課税最低限の推移の説明
- (4) 夫婦世帯あるいは子供を持っている世帯の課税最低限が下がっていることが少子化に拍車をかけているのではないかとの指摘に対する政府の見解

- (5) 住宅ローン控除制度の見直し
  - ア 現行制度における減収見込額
  - イ 同制度による控除額相当分を持たがない人の公営住宅の家賃補助又は課税最低限の引上げに充てるべきとの意見に対する大臣の見解
  - ウ 同制度の適用が終了した後に、適用を受けた住宅を売却することに罰則がないことの確認
- (6) トリガー条項の凍結解除について岸田総理に進言すべきとの意見に対する大臣の見解

**稲富修二君（立民）**

- (1) 住宅ローン控除制度の見直し
  - ア 同制度の目的
  - イ 令和3年度及び4年度における減収見込額
  - ウ 住宅需要が旺盛であるにもかかわらず経済対策として同制度を維持する必要性
  - エ 同制度により高額所得者への所得移転が起こっており公平性に疑義あるとの意見に対する大臣の見解
- (2) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の所得要件が教育資金や結婚・子育て資金に係る贈与税の非課税措置の要件と異なる理由
- (3) 賃上げに係る税制の拡充
  - ア 我が国において賃金が上がらない理由
  - イ 低賃金労働者の賃金向上効果の有無
  - ウ 低賃金労働者の賃金向上効果に疑義があるとの意見に対する大臣の見解
  - エ 減税総額に比して給与総額が巨額であることを踏まえると賃金向上効果に疑義があるとの意見に対する大臣の見解
  - オ 我が国において賃金が上がらない理由を再検証する必要性

**藤巻健太君（維新）**

- (1) 住宅ローン控除制度の見直し
  - ア 控除率引下げが住宅市場に悪影響を与える懸念
  - イ 将来的に逆ざやが解消された場合に控除率を引き上げる可能性
- (2) 既存の雇用慣行打破を含めたイノベーション創設のためのベンチャー企業育成支援策
- (3) 本法律案による賃上げに係る税制の拡充では赤字企業に恩恵が及ばない懸念とその対策
- (4) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直しについて、借入限度額の拡大や適用要件を緩和する必要性
- (5) 贈与税減税などにより世代間資金移動を促進して消費を喚起する必要性

**沢田良君（維新）**

- (1) 租税特別措置
  - ア 法人税関係の租税特別措置の4類型である法人税率の特例、税額控除、特別償却、準備金等のそれぞれの適用額
  - イ 法人税関係の租税特別措置による減収額
  - ウ 租税特別措置が税の公平性を歪めている懸念についての大臣の見解

(2) 賃上げに係る税制の拡充

- ア 制度適用の可否を判定するに当たっての雇用調整助成金の取扱い
- イ 教育訓練費に係る要件が上乘せ要件になっている理由
- ウ 我が国において賃金が上がらない理由
- エ マルチステークホルダー経営宣言に関する要件を追加した理由
- オ 解雇規制緩和が労働市場の流動性向上を通じて賃金の硬直性を改善するとの指摘に対する大臣の見解

(3) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の借入限度額を拡大する必要性

**赤木正幸君（維新）**

住宅ローン控除制度の見直し

- ア 制度の目的及び今後の継続可能性についての大臣の認識
- イ 会計検査院による指摘（「平成 30 年度決算検査報告」令和元年 11 月 8 日）を受けてから今般の控除率の見直しに至るまでの経緯
- ウ カーボンニュートラルの実現に向けた措置
  - a 新築、既存住宅それぞれに係る認定基準及び認定方法
  - b 入居年により借入限度額が異なる理由

**岸本周平君（国民）**

- (1) 租税特別措置の創設・拡充に当たっては財源確保の観点から既存の措置の見直しを行ういわゆるスクラップ・アンド・ビルドの原則に対する政府の認識
- (2) 賃上げに係る税制の財源を令和 3 年度税制改正で縮減した効果の検証結果
- (3) 賃上げを促すためのインセンティブ措置を地方税や社会保険料においても実施する意向の有無

**田村貴昭君（共産）**

インボイス制度

- ア 制度導入に伴い廃業を検討するとした事業者が 4 %も存在することについての大臣の見解
- イ 簡易課税制度の適用を受けている中小零細事業者が受ける影響
- ウ 制度導入に係る事業者取引への影響の可能性の検証の有無及び対処の状況
- エ 免税事業者である農家と取引があり、かつ、簡易課税制度の適用も受けることができない事例についての把握や調査の状況
- オ 制度導入に伴い農産物の産地直売センターなど新たな負担が生じる可能性のある事業者に対する配慮の必要性
- カ 年間売上げが税込み 900 万円である農家が簡易課税制度による納税をする場合の消費税納税額
- キ 制度導入による税負担の増加に伴う離農の増加を回避する必要性